



INDEX

- 報酬算定・運営基準
「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について」
- お知らせ
「平成24年度指定更新事業者研修会を実施します」
「小規模事業所の人材育成を応援する「地域密着複数事業所連携事業」のご案内」
「認知症シンポジウム「認知症を知ろう」を開催します」
- 注意
「高額医療合算介護(介護予防)サービス費の申請について」

平成24年8月1日発行 第97号

報酬算定・運営基準

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人(紹介率最高法人)の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成24年度前期分(判定期間:平成24年3月1日～同年8月31日)の受付期間は、9月1日から9月18日までです。3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001(住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係
チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページの「特定事業所集中減算」をご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/hoshu/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

お知らせ

○ 平成24年度指定更新事業者研修会を実施します

平成24年10月1日から平成25年4月1日までに指定更新を行う居宅サービス事業者の管理者等を対象に研修会を開催します。対象事業者に対しては、研修受託者の(公財)東京都福祉保健財団から入場証が送付されますので、必ずご持参ください。

- ◆ 日 時 平成24年8月21日(火曜日) 13時00分～16時05分
- ◆ 場 所 東京都庁第一本庁舎 5階大会議場
- ◆ 目 的 1 介護サービスの質の向上・介護サービス利用者の尊厳の確保
2 介護事業者の法令遵守の徹底等

【お問い合わせ先】(公財)東京都福祉保健財団事業者指定室 TEL03-5206-8752

お知らせ

○ 小規模事業所の人材育成を応援する「地域密着複数事業所連携事業」のご案内

東京都では、小規模な福祉・介護施設又は事業所が5つ以上集まってユニットを形成し、共同で研修を実施した場合に事業費を補助しています。

《対象となるユニットの要件及び申請様式等》以下のホームページをご覧ください。

《補助金額》1ユニットあたり694,000円(ただし、10事業所以上の場合は、1,388,000円)が上限

《申請書提出期限》平成24年9月7日(金曜日)

《申請書提出先》東京都福祉人材センター

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階 TEL03-5211-2860

【東京都福祉人材センターホームページ】

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/jinzai.html#a12>

【お問い合わせ先】生活福祉部地域福祉推進課福祉人材対策係 03-5320-4049

お知らせ

○ 認知症シンポジウム「認知症を知ろう」を開催します

認知症の原因となる病気や症状を知るとともに、認知症になっても地域・社会で暮らすために大切なことを、認知症の人と暮らしている家族や支援している方々と考えます。参加費は無料です。

【プログラム】第1部 基調講演「認知症という病気を知る～原因疾患とその症状～」

福井 俊哉氏(昭和大学横浜市北部病院 准教授)

第2部 パネルディスカッション「認知症への理解を育む～地域で暮らす・社会で暮らす～」

【開催日時】平成24年9月13日(木曜日)13時30分から17時まで

【開催場所】東京都庁第一本庁舎 5階大会議場(定員 500名 *定員超過の場合は抽選)

【申込方法】平成24年8月31日(消印有効)までに、住所・氏名(ふりがな)・年齢・職業・電話番号・FAX番号を明記のうえ、往復はがきかFAXで下記申込先までお送りください。

【申込先】認知症シンポジウム事務局 〒160-0022 新宿区新宿1-18-13 協健新宿1丁目ビル3階
FAX03-3355-7082

【内容に関するお問い合わせ先】在宅支援課認知症支援係 03-5320-4276

注意

○ 高額医療合算介護(介護予防)サービス費の申請について

平成23年8月1日から平成24年7月31日までの利用者負担分に対する高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給の申請が平成24年8月1日より始まります。

今後、該当者については、医療保険者等を通じて勧奨通知などによりお知らせすることになりますが、勧奨通知がない場合においても、支給の対象となる場合があります。

介護サービス事業者等におかれましては、申請漏れがないよう利用者等に対する制度の周知等について、ご配慮願います。

【お問い合わせ先】区市町村介護保険主管課